

鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例・施行規則対照表

条例（平成17年鳥取県条例第68号）	施行規則（平成17年鳥取県規則第121号）
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。</p> <p>（2）産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。</p> <p>（3）産業廃棄物処理業者 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者及びこれらの許可を受けようとする者をいう。</p> <p>（4）産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（同項の許可に係るものに限る。）並びに産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。</p> <p>（5）一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（同項の許可に係るものに限る。）をいう。</p> <p>（6）廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設をいう。</p> <p>（7）特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉（廃棄物処理施設、市町村が設置する施設又は事業者が廃棄物を排出した事</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。（廃棄物処理施設等の承継等）</p> <p>第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める承継、更新及び変更（以下この条において「承継等」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない承継等とする。</p> <p>（1）一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設に係る条例第5条第1項の事業計画書に記載した処理能力（以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。）の変更を伴う承継等であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの</p> <p>（2）産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設（以下「積替え保管施設」という。）における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書</p>

業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計)が0.5平方メートル以上のもの

イ 焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの

(8) 無害化処理実証試験施設 法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験(以下単に「実証試験」という。)の用に供する施設をいう。

(9) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設(以下「廃棄物処理施設等」という。)の新設(現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合及び現に設置されている廃棄物処理施設等において実証試験を行う場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、特定小型焼却施設を産業廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合及び廃棄物処理施設等を承継し、又は更新する場合(規則で定めるものに限る。)を除く。)又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。

(10) 紛争 廃棄物処理施設等の設置に伴って生ずる周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民と事業者との間の紛争をいう。

(11) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようとする者をいう。

(12) 周辺区域 廃棄物処理施設等を設置する場所の周辺の区域であつて規則で定めるものをいう。

に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあつては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であつて、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの

(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)

(4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う承継等(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)

(5) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の更新

(周辺区域)

第4条 条例第2条第12号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。

(13) 関係住民 周辺区域内に居住する者、周辺区域内に事務所又は事業所を有する者その他規則で定める者をいう。

- (1) 積替え保管施設の設置（施設の構造又は規模の変更を含む。以下同じ。）にあつては、当該積替え保管施設の敷地境界から50メートル以内の区域
  - (2) 一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を行うための施設（以下「中間処理施設」という。）の設置にあつては、当該中間処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域
  - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「最終処分場」という。）の設置にあつては、当該最終処分場の敷地境界から500メートル以内の区域
  - (4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域
    - ア 条例第5条第3項に規定する生活環境影響調査結果書において生活環境の保全上一定の影響があるとされた区域
    - イ 廃棄物処理施設等からの排水（雨水及び水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第9項に規定する生活排水を除く。以下同じ。）が流入する水域（当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域（水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域
- (関係住民)
- 第5条 条例第2条第13号に規定する規則で定める者は、次のとおりとする。
- (1) 周辺区域内に存する町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「自治会等」という。）
  - (2) 周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者
  - (3) 周辺区域内の水域（廃棄物処理施設等からの排水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。）における水利権者

(14) 関係市町村 周辺区域が所在する市町村をいう。

(県の責務)

第3条 県は、関係市町村等と協力して紛争の予防を図るとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正に紛争の解決のための調整を図るものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

第4条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に当たっては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関して県及び市町村の施策に協力するとともに、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関係住民の理解を得るよう努めなければならない。

2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重するとともに、相互の意見及び見解を理解するよう努め、紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的に解決するよう努めなければならない。

3 廃棄物処理施設等の設置者は、県が実施する廃棄物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等

(事業計画書の提出)

第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うときは、次に掲げる事項を定めた事業計画（以下「事業計画」という。）を記載した事業計画書（以下「事業計画書」という。）を規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

(1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由

(2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該施設において処理する廃棄物の種類

(3) 廃棄物処理施設等の設置場所

(4) 廃棄物処理施設等の処理能力

(5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲げる事項について、知事が別に定める指針に基づいたものとしなければならない。

(1) 廃棄物処理施設等の構造及び設備

(事業計画書)

第6条 条例第5条第1項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 条例第5条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 事業の実施に当たって関係する法令等の許可等の種類及び手続の実施状況

(2) 廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を行わない日

(3) 条例第27条の規定により行う措置の有無及びその内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図

(2) 最終処分場にあつては、周辺の地

<p>(2) 廃棄物処理施設当の維持管理の方法</p> <p>3 事業者は、当該廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「生活環境影響調査結果書」という。）を作成し、事業計画書に添付しなければならない。</p> <p>4 前項の調査に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>5 知事は、第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書（生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。）を関係市町村の長（以下「関係市町村長」という。）及び関係機関の長に送付するものとする。</p>	<p>形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</p> <p>(3) 中間処理施設にあっては、同施設において処理を行った後における一般廃棄物又は産業廃棄物の処分方法を記載した書類</p> <p>(4) 廃棄物処理施設等の設置予定場所の土地（以下「計画地」という。）の付近の見取図</p> <p>(5) 排水の経路図</p> <p>(6) 最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図</p> <p>(7) 周辺区域の生活環境の保全のための措置（環境保全目標値を含む。）を記載した書類</p> <p>(8) 計画地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本</p> <p>(9) 廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする設計計算書（積替え保管施設にあっては、保管できる量の上限についての計算書）</p> <p>(10) 廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び点検頻度を示す書類</p> <p>(11) 無害化処理実証試験施設にあっては、法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定を受けようとする施設に係る条例第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した書類</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面</p>
<p>(周知計画書の提出)</p> <p>第6条 事業者は、前条第1項の規定による事業計画書の提出に併せ、事業計画について関係住民に対して行う説明会（以下「説明会」という。）の開催に関する事項その他規則で定める事項を定めた周知計画（以下「周知計画」という。）を記載した周知計画書（以下「周知計画書」という。）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該周知計画書の写しを関係市町村長に送付するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定による送付の内容</p>	<p>(周知計画書)</p> <p>第7条 条例第6条第1項に規定する周知計画書（以下「周知計画書」という。）の様式は、様式第2号のとおりする。</p> <p>2 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 周知の対象とする地域</p> <p>(2) 事業計画を作成した旨を広告する地域並びに広告の方法及び期間</p> <p>(3) 事業計画書の写しの縦覧の場所並びに期間及び時間</p> <p>(4) 説明会の開催予定日時及び場所</p> <p>(5) 説明会の対象者</p> <p>(6) 説明会開催の周知方法</p> <p>(7) 説明会で配布する書類及び図面の</p>

に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(現地調査等)

第7条 知事は、第5条第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、速やかに現地調査を行い、設置予定場所の現況について確認するものとする。

2 知事は、前項の規定による現地調査の結果、前条第3項の規定による関係市町村長からの意見等に基づき、周知計画について、事業者に必要な修正を指示するものとする。

(関係市町村長等への照会)

第8条 知事は、関係市町村長及び関係機関の長に事業計画の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。

2 知事は、前項の照会の結果を事業者に通知するものとする。

(広告及び縦覧)

第9条 事業者は、第7条第2項の規定による指示に基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日から起算して28日を経過する日までの間、関係住民の縦覧に供しなければならない。

種類

(8) 説明会以外の周知の方法

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

3 条例第6条第1項の規定により提出する周知計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(広告の方法等)

第8条 条例第9条の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎（所管する総合事務所がない場合にあっては、県庁本庁舎。以下同じ。）又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

(1) 廃棄物処理施設等の設置を行おうとする者（以下「事業者」という。）

の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 事業計画書の写しの縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

(3) 説明会の日時及び場所

(4) 意見書の提出期間

	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</p> <p>2 前項に規定する掲示は、条例第11条に規定する意見書（以下「意見書」という。）を提出することができる期間中、継続して行うものとする。</p> <p>(縦覧の方法)</p> <p>第9条 条例第9条に規定する縦覧（以下「縦覧」という。）は、周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎その他関係住民が参集しやすい場所で行うものとする。</p> <p>2 縦覧場所には、次に掲げる事項を明示するものとする。</p> <p>(1) 意見書を提出することができること。</p> <p>(2) 条例第12条に規定する見解書（以下「見解書」という。）が周知されること。</p>
<p>(事業計画の周知)</p> <p>第10条 事業者は、前条の縦覧期間内に周知計画に基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事業計画の周知を図らなければならない。</p> <p>2 説明会の開催方法等に関して必要な事項は、規則で定める。</p> <p>3 知事は、第1項の説明会の開催状況を把握するために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち合わせるとともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができる。</p>	<p>(説明会の開催方法等)</p> <p>第10条 条例第10条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めるものとする。</p> <p>2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、次に掲げる事項を説明するものとする。</p> <p>(1) 関係住民は、条例第11条の規定により意見書を提出できること。</p> <p>(2) 事業者は、条例第12条の規定により見解の周知を図らなければならないこと。</p>
<p>(意見書の提出)</p> <p>第11条 地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、第9条の規定による広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日（同条の規定による縦覧期間満了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しない場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日から起算して14日を経過する日）までに、当該意見を記載した</p>	<p>(意見書)</p> <p>第11条 意見書の様式は、様式第3号のとおりとする。</p>

書面（以下「意見書」という。）を知事及び事業者に提出することができる。

（見解書の提出）

- 第12条 事業者は、前条の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による見解書の提出に併せ、又は見解書の提出後速やかに、関係住民に対し、見解書に記載された見解の周知を図らなければならない。
- 3 前項の規定による見解の周知について必要な事項は、規則で定める。

（指導及び助言）

- 第13条 知事は、必要があると認めるときは、事業計画の周知その他この条例に基づく手続に関し、事業者又は関係住民に対して指導又は助言を行うことができる。
- 2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、関係市町村長、学識経験者その他の者に協力を求めることができる。

（実施状況報告書の提出）

- 第14条 事業者は、第10条第1項又は第12条第2項の規定による関係住民への周知（以下「住民への周知」という。）を行ったときは、その実施状況を記載した書面（以下「実施状況報告書」という。）を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

（意見書等に対する関係市町村長の意見）

- 第15条 知事は、第11条の規定による意見書の提出があったとき、第12条第1項の規定による見解書の提出があったとき、又は前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。

（見解書）

- 第12条 見解書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- 2 見解書には、見解を補足するために必要な資料を添付するものとする。
- 3 条例第12条第3項に規定する見解の周知の方法は、意見書を提出した者への通知、第9条第1項に規定する縦覧を行う場所での見解書の縦覧その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。
- 4 前項に規定する見解書の縦覧は、当該縦覧を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

（実施状況報告書）

- 第13条 条例第14条に規定する実施状況報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。
- 2 前項の実施状況報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- （1） 説明会で配布した書類及び図面
- （2） 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面



2 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14日の期限を付して意見を求めるものとする。

(実施状況報告に対する通知)

第16条 知事は、第14条の規定による実施状況報告及び前条第2項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。

- (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
- (2) 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
- (3) 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。

2 知事は、前項の通知を行うときは、必要に応じて鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

3 事業者は、第1項第2号に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実施状況報告書を第14条の実施状況報告書とみなして、前条及びこの条の規定を適用する。

(意見の調整)

第17条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整（知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ること。以下「意見の調整」という。）を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があつ

(判断結果の周知方法)

第14条 条例第16条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。

2 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

(実施状況報告書の再提出)

第15条 条例第16条第3項に規定する実施状況報告書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の実施状況報告書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 関係住民に配布した書類及び図面
- (2) 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(意見の調整の申出書)

第16条 条例第17条第1項の規定による申出は、意見調整申出書（様式第7号）を提出して行うものとする。

た場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係住民双方の意見の調整を行うものとする。

- 3 知事は、意見の調整を行うときは、関係市町村長に協力を求めることができる。
- 4 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に対し、会議への出席、資料の提出等の必要な協力を行わなければならない。
- 5 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に関する意見を記載した書面（以下「調整に関する意見書」という。）を知事に提出することができる。この場合において、知事は、当該調整に関する意見書の写しを、鳥取県廃棄物審議会に送付するものとする。
- 6 知事は、意見の調整を行うときは、必要に応じて鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

（意見調整結果の通知）

- 第18条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。
- (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
  - (2) 意見の調整に対する事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
  - (3) 次条の規定により意見の調整を終結するとき。
- 2 知事は、前項の通知を行うときは、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

（意見の調整の終結）

- 第19条 知事は、意見の調整の結果、これに対する事業者の対応が十分と認められ、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、意見の調整を終結することができる。
- (1) 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

（意見調整結果の周知方法）

- 第17条 条例第18条第1項の規定による関係住民への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。
- 2 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

- (2) 関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- (3) 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。

(環境の保全に関する協定の締結)

第20条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

- 2 知事は、関係住民又は関係市町村長が、事業者との間で生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

第21条 事業者は、事業計画書又は周知計画書についてその記載内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に届出書の写しを送付するものとする。
- 3 事業者が第1項の規定による届出(規則で定める変更に係るものを除く。)をしたときにおける手続は、第5条から前条までの規定の例によるものとする。

(事業計画の廃止の届出等)

(事業計画又は周知計画の変更の届出)

第18条 条例第21条第1項の規定による届出は、事業計画の変更にあつては事業計画変更届出書(様式第8号)、周知計画の変更にあつては周知計画変更届出書(様式第9号)を提出して行うものとする。

(周知等の手続を要しない変更)

第19条 条例第21条第3項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。

- (1) 条例第10条の規定による事業計画の周知又は条例第17条の規定による意見の調整における関係住民の意見等に基づいて行われる事業計画の変更
- (2) 条例第8条第2項の規定による通知に基づいて行われる事業計画の変更
- (3) 説明会に配布する書類又は図面の変更
- (4) 周知が更に図られると認められる変更
- (5) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に対する影響を減少させることを目的とする事業計画の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める変更

(廃止の届出等)

第22条 事業者は、事業計画を廃止しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、速やかに、事業計画を廃止した旨を広告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による届出があったときは、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

(条例手続の時期)

第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の5第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条第3項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出（廃棄物処理施設の設置に関するものに限る。）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「ダイオキシン法」という。）第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出（廃棄物処理施設等の設置に関するものに限る。）又は無害化処理実証試験施設の設置（既存の施設を無害化処理実証試験施設として使用することとする場合を含む。）を行う前に、この章に規定する必要な手続（以下「条例手続」という。）を行わなければならない。

2 条例手続は、事業者が第16条第1項第1号、第18条第1項第1号又は同項第3号に該当する旨の通知（以下「手続終了通知」という。）を受けたことをもって終了するものとする。

(許可の制限等)

第20条 条例第22条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書（様式第10号）を提出して行うものとする。

2 条例第22条第2項の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。

(1) 事業者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名）

(2) 廃止した事業計画の概要

3 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2第1項第2号（法第9条第2項において準用する場合を含む。）又は第15条の2第1項第2号（法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。

2 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第14条の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、法第14条第11項（法第14条の2第2項において準用する場合を含む。）又は第14条の4第11項（法第14条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により、当該許可に係る行為を行う前に手続終了通知を受けるべき旨の条件を当該許可に付すものとする。

### 第3章 廃棄物処理施設等の設置者の責務

（廃棄物の処理状況に係る報告等）

第25条 一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。

2 廃棄物処理施設等の設置者は、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設等（当該廃棄物処理施設等に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設等の設置者の最寄りの事務所）に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。

3 知事は、第1項の規定による報告の内容を公表するものとする。

（処理状況の報告方法等）

第21条 条例第25条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による閲覧は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 設置者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）並びに電話番号
- (2) 設置場所
- (3) 取り扱う一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
- (4) 処理能力に係る次の事項
  - ア 中間処理施設にあっては、1日及び1月当たりの処理能力
  - イ 最終処分場にあっては、埋立地の面積及び埋立容量
  - ウ 積替え保管施設にあっては、産業廃棄物の種類ごとの保管場所の面積及び保管上限

(5) 廃棄物の種類ごとの処理実績に係る次の事項

ア 各月の受入量

イ 中間処理施設又は最終処分場にあつては、処分方法ごとの各月の処分量

ウ 中間処理施設にあつては、処分後の廃棄物の持出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量

エ 積替え保管施設にあつては、運搬方法ごとの各月の運搬量

オ 積替え保管施設にあつては、各月の月末時点の保管量

(6) 破損その他の事故等により施設の操業を停止した場合にあつては、当該事故等の概要

2 条例第25条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について書面(以下「処理状況報告書」という。)により行うものとする。

3 第25条第2項に規定する書類は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について作成するものとする。

4 前項の書類は、毎年7月1日から3年間、閲覧に供するものとする。

5 条例第25条第3項の規定による公表は、処理状況報告書を1年間公衆の縦覧に供する方法その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(事故時の措置)

第26条 廃棄物処理施設等(法第21条の2に規定する特定処理施設を除く。)の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生し、当該廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を知事に届け出なければならない。

(事故時の届出)

第22条 条例第26条の規定による届出は、廃棄物処理施設等事故届出書(様式第11号)により行うものとする。

(事故対応費用に係る措置)

第27条 廃棄物処理施設等の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めるものとする。

(施設の公開)

第28条 廃棄物処理施設等の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、当該廃棄物処理施設等を公開するよう努めるものとする。

(廃棄物処理施設等の承継)

第29条 廃棄物処理施設等の設置者から当該廃棄物処理施設等に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該廃棄物処理施設等について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければならない。

2 承継者は、廃棄物処理施設等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければならない。

3 知事は、関係住民又は関係市町村長が、承継者との間で生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結しようとするときは、その内容について必要な助言を行うことができる。

#### 第4章 鳥取県廃棄物審議会

(設置等)

第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃棄物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第16条第2項、第17条第6項及び第18条第2項に規定する事項を処理すること。

(2) 法に基づく許可の申請若しくは届出若しくはダイオキシン法に基づく届出の審査又は無害化処理実証試験施設の設置に関し、知事が意見を求めた事項について調査審議すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業

廃棄物の処理に関する重要な事項について調査審議すること。

2 審議会は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第31条 審議会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。

(任期)

第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第33条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、事業者、関係住民その他の関係者に対して出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密保持義務)

第35条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する細則)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 第5章 雑則



(報告の徴収)

第37条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3項（法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）若しくは法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、手続終了通知を受けるよう勧告するものとする。この場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告するものとする。

2 前項の規定による場合のほか、知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- (1) 第5条第3項の規定による生活環境影響調査結果書の提出をせず、又は虚偽の生活環境影響調査結果書を提出したとき。
- (2) 第9条の規定による事業計画の広告及び縦覧を正当な理由がなく行わないとき。
- (3) 第12条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。
- (4) 第25条第1項の規定による処理状況の報告をしないとき、又は同項に規定する書類を備え置かないとき。
- (5) 第26条の規定による応急の措置、届出等を行わないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一

部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。

3 知事は、前2項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）並びに当該勧告の内容を公表することができる。

（権限の委任）

第39条 この条例に規定する知事の権限に属する事務（第5条第2項及び第4項並びに第31条第2項に規定する知事の権限に属する事務を除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

（適用除外）

第40条 鳥取市の区域における廃棄物処理施設等については、この条例の規定は、適用しない。

2 環境影響評価法（平成9年法律第81号）若しくは鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の対象となる廃棄物処理施設又は移動式の廃棄物処理施設等（規則で定めるものに限る。）の設置については、第2章の規定は、適用しない。

（補則）

第41条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

（勧告に従わない旨の公表）

第23条 条例第38条第3項の規定による公表は、鳥取県公報に登載して行うものとする。

（周知等の手続に係る適用除外施設）

第24条 条例第40条に規定する規則で定める移動式の廃棄物処理施設等は、移動することができるように設計された廃棄物処理施設等のうち次に掲げるものを除く施設とする。

（1） 特定の不動産に固定して使用するもの

（2） 特定の不動産に固定せず使用するものであって、次のいずれかに該当するもの

ア 建設工事の現場その他の一時的に廃棄物を排出する作業を行う場所に60日以上継続して設置されるもの

イ 特定の場所（アに規定する場所を除く。）において1年のうち合計60日以上設置されるもの

（書類等の提出部数及び提出機関）

第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正本1通及び副本2通（第21条第2項に規定する処理状況報告書にあっては、正本及び副本各1通）を作成し、廃棄物処理施設等の設置場所を所管する総合事務所長がある場合にあっては、当該総合事務所長に

提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合には、その副本の部数を追加することができる。

(権限の委任)

第26条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、平成28年3月末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に設置（その構造又は規模の変更を含む。）に係る知事への事前協議の手續が行われていると知事が認める産業廃棄物処理施設については、第2章の規定は適用しない。

## 附 則（平成19年条例第87号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

## 附 則（平成18年規則第17号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則（平成19年規則第97号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。ただし、第1条中附則の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に、一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設における廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第8条第1項、法第14条第6項、法第14条の4第6項若しくは法第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力又は産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え若しくは保管のための施設（以下「積替え保管施設」という。）における法第14条第1項若しくは法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限（複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保

管施設にあつては、それぞれの産業廃棄物の保管上限の合計)に係る知事への事前協議を完了している廃棄物処理施設についての改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則第3条第1号又は第2号の規定の適用については、これらの規定中「手続終了通知」とあるのは、同条第1号にあつては「手続終了通知(当該処理能力の変更に係る知事への事前協議の完了通知を含む。)」と、同条第2号にあつては「手続終了通知(当該保管上限の変更に係る知事への事前協議の完了通知を含む。)」とする。

#### 附 則(平成21年条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第2章の規定による手続が行われている廃棄物処理施設の設置に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

(適用区分)

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項又は第13条第1項の規定に基づく届出をして設置されている特定小型焼却施設を施行日以後に改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第4号に規定する産業廃棄物処理施設として利用しようとする場合にあつては、当該産業廃棄物処理施設に係る新条例第2章の規定による手続の開始の前に当該特定小型焼却施設としてその位置、構造、規模又は処理する廃棄物の種類の変更について新条例第23条第2項の手続終了通知を受けているときを除き、新条例第2条第9号の規定にかかわらず産業廃棄物処理施設の新設とみなし、新条例第2章の規定を適用する。

#### 附 則(平成21年規則第84号)

(施行期日)

1 この規則は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例の一部を改正する条例(平成21年鳥取県条例第59号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。

<p><b>附 則(平成23年条例第14号)</b> (施行期日) 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定の申請に係る実証試験の計画が知事に提出されている改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第8号に規定する無害化処理実証試験施設については、新条例第2章の規定は適用しない。</p>	<p><b>附 則(平成23年規則第37号)</b> (施行期日) 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条第4号イの改正規定は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施行の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。</p>
	<p><b>附 則(平成25年規則第39号)</b> (施行期日) 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p>
<p><b>鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成29年条例第45号)</b> (施行期日) 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p><b>鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(平成30年規則第19号)</b> (施行期日) 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>